

木島平村農業委員募集要項

- 1 募集人数 10人
- 2 任期 令和6年7月20日～令和9年7月19日
- 3 身分 木島平村特別職非常勤職員
- 4 委員報酬
 - 月額 会長 31,300円
 - 会長代理 23,200円
 - 委員 20,300円上記金額に別の規定に定める活動成果報酬を加算した額
- 5 職務内容
 - ① 総会に出席し、農地転用及び農地等の権利移動の許可申請、農用地利用集積計画等について、合議体として審議・決定すること
 - ② 地域計画など地域の農業者等の話し合いの推進
 - ③ 農地の出し手・受け手の掘り起こしや意向確認等、担い手への農地利用の集積・集約化の推進
 - ④ 遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや遊休農地所有者に対する相談
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の要件

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任時において、次の各号のいずれにも該当する者

 - (1) 村内に住所を有する者
 - (2) 他の法律で兼職が禁じられていない者
 - (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 推薦及び募集に係る手続き等

次のいずれかの方法により、推薦又は応募してください。

 - (1) 村内の地区・全域からの推薦

(2) 団体・農業者等からの推薦

(3) 公募（自ら応募）

地区、団体、農業者等からの推薦の場合は委員推薦調書（様式第1号）に、自ら応募する場合は委員応募書（様式第2号）に所定の事項を記入し、木島平村農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。

所定の様式は木島平村農業委員会事務局に備えるほか、木島平村公式ウェブサイトからダウンロードして使用することができます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

提出書類は返却しませんのでご了承ください。

8 募集期間

令和6年2月19日（月）～令和6年3月18日（月）まで（必着）

持参する場合は、村役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

推薦・応募の状況により、募集期間を延長する場合があります。

9 選定方法

提出された書類に基づいて、資格審査及び選考を行い、議会の同意を得たうえで村長が任命します。

10 情報の公開

推薦をした者、推薦を受けた者及び応募した者に関する情報（氏名、職業、年齢、性別、認定農業者であるか否か、農業経営の状況、推薦又は応募の理由）は、募集期間の中間及び期間の終了後に、木島平村公式ウェブサイトで公表します。

11 書類の提出先及び問合せ先

〒389-2392 下高井郡木島平村大字往郷914番地6

木島平村農業委員会事務局（木島平村産業課農林係内）

電話 0269-82-3111（内線133） FAX 0269-82-4121